

# 市川市 地域猫活動団体登録のご案内

市川市では、飼い主のいない猫（野良猫）を地域住民で適正に管理する地域猫活動団体（以下「団体」という。）の登録制度を設けることで、団体の管理を行うとともに、捕獲器の貸出し等を行っています。また、千葉県市川浦安地域獣医師会と委託契約を結び、猫の不妊等手術を実施する団体を支援しています。

事前に裏面の流れを確認し、取り組みの準備をしたうえで団体登録をお願いします。

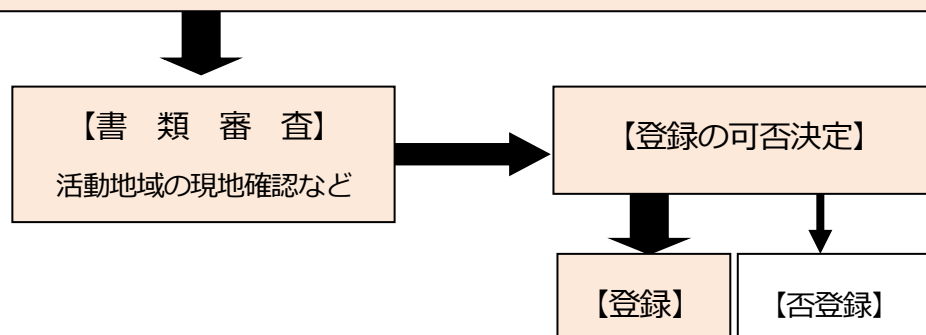
## 団体登録要件

- ① 団体を構成する者の全てが、本市に居住しており、同一の世帯に属さない構成員3人以上で構成されていること。
- ② 市内に生息する地域猫の管理活動を行っていること。
- ③ 構成員の所有地又はその設置について所有者の承諾を得た土地に給餌場等を設置し、当該給餌場等を適切に管理していること。
- ④ 給餌場等の周辺に生息する地域猫の個体及び生息数を管理していること。
- ⑤ 地域猫活動を行うことについて、給餌場等の周辺の住民等の理解を深めるとともに、その合意が得られるよう努めていること。

## 地域猫活動団体の登録申請の流れ

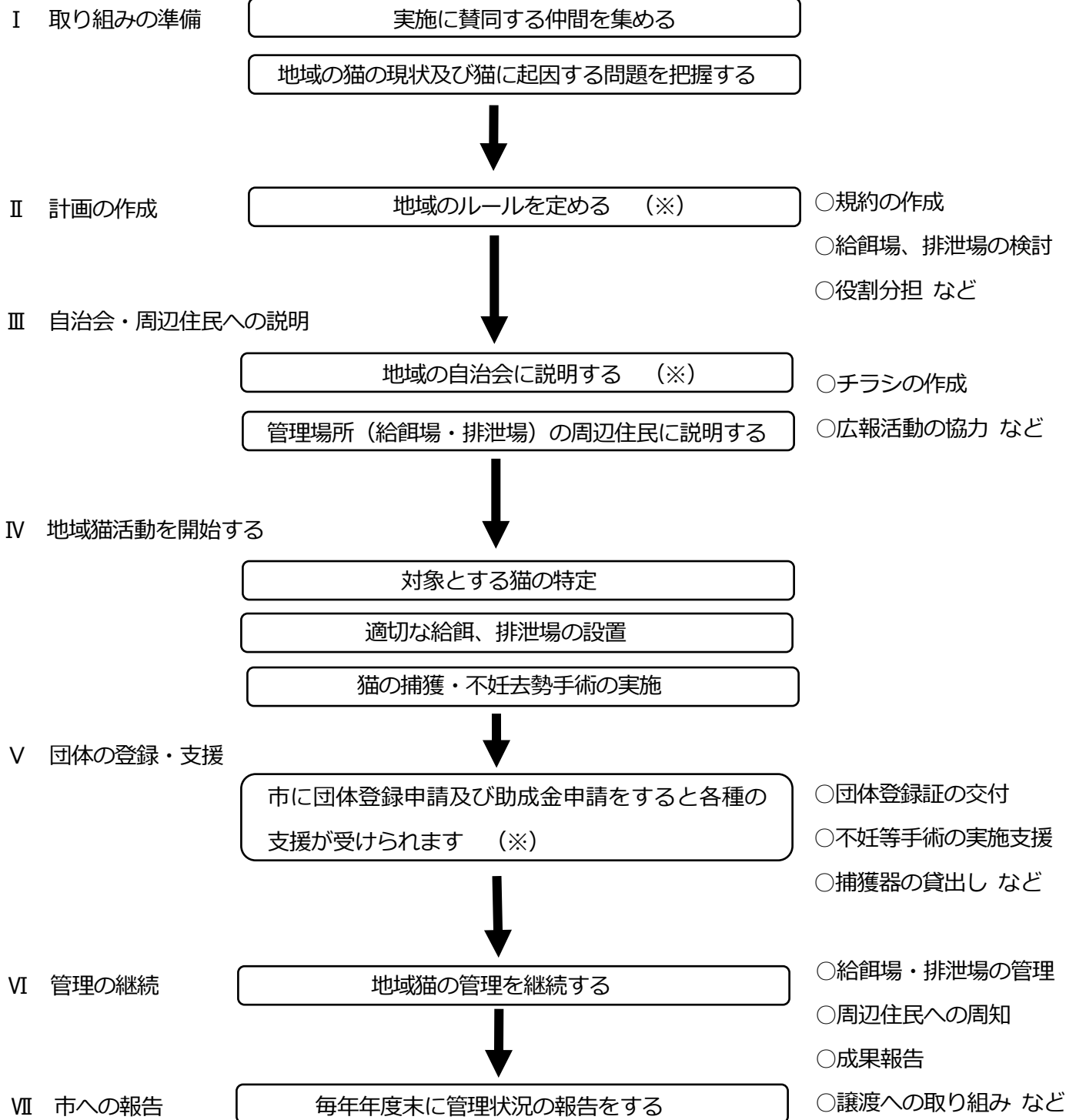
### 【団体登録申請の必要書類】

- ・市川市地域猫活動団体登録申込書（様式第1号）
  - ・現況報告書（様式第2号）・管理する地域猫の一覧表（別紙1）・同意書（別紙2）
  - ・地域猫活動を行う周辺の住民等に対して地域猫活動を行うことを周知したことを証する書類（※チラシ、パンフレットなど）
  - ・全ての構成員の住所を証する書類の写し（※健康保険証、免許証など）
- 但し、市が公簿等で確認することに同意した者は除く



(裏面につづく)

# 地域猫活動の流れ



注) ※については、必要に応じて市に相談してください。

## 【申請受付窓口・問い合わせ先】

市川市 環境部 生活環境保全課

〒272-0033 市川市市川南 2 丁目 9 番 12 号 市川南仮設庁舎 2 階

連絡先：047-712-6309（直通）

